



2020第 315 号
2020年12月22日

各地区港運協会長 殿

一般社団法人日本港運協会
税制委員会
委員長 溝江輝美



令和3年度（2021年度）税制改正要望の結果について

標記につきまして、財務当局が厳しい姿勢を続ける中、港湾運送事業に関する令和3年度税制改正要望について、国土交通省、海事振興連盟等をはじめとする関係各所、及び国会の先生方に対しても、要望活動を行ったところです。

その結果、閣議決定された令和3年度税制改正大綱においては、下記のとおりとなりましたので取り急ぎ、ご報告申し上げます。

つきましては、お手数をおかけ致しますが、貴会傘下の事業者にご周知くださるようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長

港湾運送業を営む者が港湾において専ら港湾運送のために使用されるブルドーザー等の機械の動力源の用途に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置

適用期限：3年延長（2024年3月31日まで）

2. 中小企業投資促進税制の延長

中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除

適用期限：一部見直しの上、2年延長（2023年3月31日まで）

（港湾運送事業者が対象となっていた「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」は、「中小企業投資促進税制」に統合）

3. 中小企業経営強化税制の延長

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除

適用期限：一部見直しの上、2年延長（2023年3月31日まで）

※令和3年度税制大綱（財務省ホームページ）

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2021/20201221taikou.pdf

（写）各地区港運協会、特別会員